

(令和7年6月25日現在)

重要事項説明書（認知症対応型・介護予防認知症対応型通所介護サービス） 事業所 永寿平野西の家

ご利用者（以下利用者とする）及び契約立会人が利用しようと考えておられる認知症対応型・介護予防認知症対応型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1. 認知症対応型・介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 永寿福祉会
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 村田 聡
主たる事務所の所在地（連絡先）	〒547-0027 大阪府大阪市喜連二丁目2番40号 TEL 06-6760-0710 FAX 06-6760-0702

2. 利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

介護保険法令に基づき大阪市から指定を受けている事業所名称（指定番号）	永寿平野西の家（大阪市 第2795800255号）
各事業所につき介護保険法令に基づき大阪市から指定を受けている居宅介護サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
事業所所在地	大阪府大阪市平野区平野西一丁目4番15号
管理者	湯浅 千代
連絡先	TEL (06) 6777-6217 FAX (06) 6777-6218
相談担当者名	湯浅 千代
事業所の通常の事業実施地域	大阪市平野区および大阪市内近隣区

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の心身機能維持並びにその家族の身体的軽減を図るため、適正な認知症対応型・介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供する。
運営方針	要介護・要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

(3) 営業日と営業時間

営業日	月曜日から土曜日（日曜日および年末年始の間で3日間）
営業時間	8：30～17：00
サービス提供時間	9：00～16：30 ※居宅サービス計画上の時間設定に応じた延長体制あり

(4) ご利用事業所の従業員体制

介護保険法による従業員の配置基準による従業員体制をとり、管理者、生活相談員、介護従業員、機能訓練指導員を配置しております。

① 管理者 1名（常勤・生活相談員兼務）

管理者は、従業員及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うと共に、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

② 通所介護従業員（指定介護予防通所介護事業の従業員と兼務とする）

通所介護従業員は、指定通所介護の業務に当たる。

○生活相談員 1名（常勤・管理者兼務）

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申込に係る調整、利用者・ご家族からの相談援助、その他通所介護従業員に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業員と協力して通所介護計画の作成等を行う。

○介護従業員 2名以上（※生活相談員または介護従業員のうち1人以上は常勤。）

認知症対応型通所介護計画に基づき、サービスの提供を行う。

○機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は日常生活を営む為に必要な機能の減退を防止する訓練を行う。

(5) 指定通所介護の内容

次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとします。

- ① 入浴サービス
- ② 食事サービス
- ③ 生活指導（相談・援助等）・レクリエーション
- ④ 機能訓練（日常生活動作含む）
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎
- ⑦ 通所介護計画の作成

「居宅サービス計画に沿って利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、機能訓練などの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を検討し、それらを記載した認知症対応型通所介護計画の作成を行う。作成した通所介護計画は利用者・またはそのご家族に対して説明し、同意を得て、交付する。」

(6) 利用定員

認知症対応型 介護予防認知症対応型	1日定員12名（介護予防含む）
----------------------	-----------------

3. 利用料金

(1) 利用料について

- 介護保険法に基づく利用者負担金（別紙料金表参照のとおり）
- その他利用料（別紙料金表参照のとおり）
- 利用者が望むサービスについて、柔軟な対応を心掛けていきますが、それに掛かる利用料については、利用者・契約立会人・事業者の協議のもと、良識の範囲で価格を決定します。
- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(2) 利用料のお支払方法

前記3.の利用料は、1カ月ごとに計算し、翌月10日頃請求書送付致します。翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 金融機関口座からの引落とし：関西みらい銀行、ゆうちょ銀行等 関西みらい銀行：翌月16日（銀行休業日の場合は翌営業日） りそな決済サービス：翌月22日（ゆうちょ銀行、その他） （銀行休業日の場合は翌営業日） ⇒申請手数料55円、引落手数料165円
イ. 窓口での現金支払
ウ. 下記預金口座への振込 関西みらい銀行 喜連支店 普通 預金 0053133 名 義 社会福祉法人 永寿福社会 理事長 村田 真由美

※要介護認定の更新結果の遅れや区分変更申請結果の遅れなどにより要介護度区分が未決定の場合は月遅れとして、請求が翌々月になる場合があります。

4. 認知症対応型・介護予防認知症対応型業務に関する相談、苦情について

①当事業所に対する苦情や相談の専用窓口

〔苦情受付の窓口〕 永寿平野西の家	所在地 大阪市平野区平野西1丁目4番15号 電話番号 (06) 6777-6217 FAX番号 (06) 6777-6218 受付時間 8:30~17:00
苦情受付担当者	山本 良子
苦情解決責任者	湯浅 千代

③ 第三者委員

当事業所では、以下の方を第三者委員に選任し、利用者の立場から当事業所のサービスに対するご意見などを頂いています。利用者は当事業所へのご意見や苦情について「第三者委員」に相談することもできます。

氏 名	連 絡 先
西田 昌司（税理士）	電話番号 075-661-6300
中島 公司（大阪市権利擁護専門相談員・司法書士）	電話番号 080-1453-7172

③行政機関その他苦情受付機関

大阪市平野区 保健福祉センター 介護保険係	所在地 大阪市平野区背戸口3-8-19 (3階) 電話番号 06-4302-9859 FAX 06-6700-0194 受付時間 9:00~17:30 (土・日・祝日及び12月29日から1月3日を除く)
大阪市福祉局 高齢施策部介護保険課 指定・指導グループ	所在地 大阪市中央区船場中央3-1-7-331 (7号館3階) 電話番号 06-6241-6310 FAX 06-6241-6608 受付時間 9:00~17:30 (土・日・祝日及び12月29日から1月3日を除く)
大阪府国民健康 保険団体連合会 介護保険室介護保険課	所在地 大阪市中央区常盤町1-3-8 (中央大通りFNCビル内) 電話番号 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日及び12月29日から1月3日を除く)
大阪市社会福祉協議会 大阪介護サービス相談 センター	所在地 大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市社会福祉センター308 電話番号 06-6766-3800 FAX 06-6766-3822 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日及び12月29日から1月3日を除く)

5. サービスの終了

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の3日以内までに文書で申し出て下さい。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

①利用者が介護保険施設に入所した場合

②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③利用者が亡くなった場合

(3) その他

①当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者及びご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が経営破綻した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

②利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、その後、定められた期間内に滞納額の全額の支払いがない場合

③利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

④利用者が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

⑤利用者やご家族などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座に契約を終了することがあります。

6. 身体抑制廃止への取り組み

当事業所では委員会を設置して、身体抑制を必要としない介護方法の検討、環境整備や代替方法の検討を行い、身体抑制廃止の取り組みを行っております。利用者又は他の利用者などの生命・身体を保護する為緊急やむをえない場合を除き、身体抑制その他利用者の行動制限する行為を行いません。

(1) 当事業所は、前項の身体抑制を行う場合には、次の手続きにより行います。

- ①身体抑制廃止委員会を設置
- ②「身体抑制に関する説明書・経過観察記録」に身体抑制にかかる様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録。
- ③利用者又はご家族に説明し、その他方法が無かったかを検討します。

7. 高齢者虐待防止について

当事業所は利用者などの人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業員の人権に対する意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

8. 緊急時の対応方法

サービス提供中、利用者に緊急の事態が発生した場合は事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等へ連絡をいたします。また、緊急的に医療上の必要性が高い場合に受診した時などには、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

9. 事故防止活動及び事故発生時の対応

当事業所では事故の再発防止委員会を設置し、事故原因への対策の実施や転倒などの事故に繋がらない介護方法を検討し、事故の再発防止に取り組んでいます。

また、サービス提供において事故などによって利用者が怪我などを負った場合の対応については以下の順序によって対応を原則とし実施します。但し、利用者の安全を最優先いたしますので実施内容・実施順序が変更される場合もあります。

- ①事故の発生、緊急・怪我の対応
事故発生時は利用者の安全を最優先し、事故や緊急事態の状況確認と怪我などの対応を従業員などで実施します。
- ②ご家族への連絡
事故発生後、速やかに事故内容・ご本人の状態・医療機関などへの受診等を説明します。
- ③医療機関受診・治療
ご本人の状態に応じて医療機関受診等を行います。
- ④利用者の保険者（市区町村）へ事故の状況報告を行います。
- ⑤事故原因の究明と対応の実施
事故原因などを究明し、再発防止等の改善策を実施します。

⑥損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者・契約立会人に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。

〈損害賠償保険への加入〉

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

10. 個人情報保護について

当法人において取得した利用者の個人情報については、適正かつ円滑なサービス提供を行い、利用者の生活の継続を目的とし使用します。内部での使用についてはサービスの質の向上及び事故等やサービス提供従業員間の連携・介護サービス事業所等で行われる実習への協力などで使用します。また、外部への個人情報の提供に関しては受診調整及び入院などの円滑な調整を図る為の連携や照会への回答・ご家族などへの心身の状況説明及び施設便りなどの広報誌及び誕生者の紹介などの掲示物において、お名前・年齢など個人特定できる記載内容の報告などがあたります。また、利用者の個人情報に関しては担当者を決め、当法人の個人情報保護規程に基づいて管理しています。詳しくは従業員へお問い合わせください。

11. 非常災害対策について

(1) 災害時の対応について

①火災時においては消防法に基づく消防計画により、速やかに対応します。

②地震などの災害時についてはBCP（永寿平野西の家）マニュアルに基づき速やかに対応します。

(2) 防災設備について

消火器、自動火災報知設備、救助袋、誘導灯、その他BCPマニュアルへ記載

(3) 防災訓練について

① 火災時の消防訓練については消防署の指導に基づき年2回実施します。

② その他地震などの防災訓練については年間の計画に基づいて実施します。

12. サービス利用にあたっての禁止事項

次の事項に該当する場合は、サービスを打ち切る場合があります。

① 従業員に対する罵声・暴言、暴力、誹謗中傷などの背信行為

② セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント行為

③ 従業員の写真撮影・動画撮影、会話録音及びこれらのSNSへの投稿

13. その他

(1) 健康上の理由による中止

①送迎時などに風邪、その他病気などの体調不良が見受けられる場合はサービスの提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、又はご利用中に体調が悪くなった場合はサービス内容の変更または中止させていただくことがあります。その場合、ご家族・担当の居宅介護支援専門員に連絡の上、適切に対応します。必要に応じて速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(2) サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、ご希望日に定員数分の予定が入っている場合には振り替えできませんのでご了承ください。

(3) サービスの利用に関する留意事項施設・設備の使用上の注意

- ①施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者・契約立会人などの自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当事業所の従業員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、その他営利活動を行うことはお断りします。

14. 情報公開について

当法人は事業計画書・経営状況の資料をお客さまへ公開しております。下記のホームページ又は施設で閲覧ができますので従業員にお問い合わせください。

⇒ホームページ <http://www.eijyu.or.jp/>

当事業者は、利用者に対する居宅介護・介護予防サービスの提供開始に当たり、

利用者 _____ に

契約立会人 _____ に

対してサービス内容の説明書及び重要事項説明書に基づいて、(時 分)
サービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅・介護予防サービス事業者

事務所所在地 大阪市平野区平野西1丁目4番15号

名 称 永寿平野西の家

説 明 者 職 名 _____

氏 名 _____

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

契約立会人 住 所 _____

氏 名 _____